

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

横浜市教育委員会
横浜市立上白根中学校
校長 室伏 健治

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

なお、一斉臨時休業の延長期間についても「緊急受入れ」については実施します。また、課題の提出・配布、お子さまの様子を把握するために、受け渡しの日を設定します。また、ご心配なこと等がある場合は、「教育相談」も行いますので、学校にご連絡ください。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 上記休業期間中は、部活動も実施しません。
- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 緊急受入れ実施日 5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご承知の上、ご利用ください。
 - ※ 個別支援学級（全学年）の生徒のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。
 - ※ 希望する場合は、前もって副校長へ電話でお知らせください。（前日、または登校前）

3 生徒の家庭学習と心身の状態の把握について

- 生徒の学習や生活の様子を把握ことも含めて、課題の受け渡しの日を設定します。
 - ※ 1回目：5月11日（月） 2回目：5月25日（月）
- 学習を計画的に進め、規則正しく生活を行えるように、1日の時間割を設定し、毎日の学習と生活を記録する「学習・生活の計画・記録カード」を配付します。お子さまの記録を毎日ご確認していただき、ご助言をお願いします。受渡の日に提出となっています。
- 生徒の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡ください（TEL952-2033）。面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

【裏面あり】

4 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

- 本校では、4月と同様に、学校で教科等の課題を作成しました。「3」でお伝えしました「学習・生活の計画・記録カード」に記載された時間割を参考に毎日、取り組むようお願いします。
- 教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってきましたが、休業期間中も継続します。t v k (テレビ神奈川) による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。
【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>
- 教育委員会の動画も含め、学校からの課題以外に自主的に取り組まれた内容は「学習・生活の計画・記録カード」への記録をお願いします。

5 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について次のことに留意して過ごすようご家庭でもご配慮をお願いします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
※ 保健体育科から配布された運動例を参考としてください。
- 公園等を利用する時は、その場所のルールやマナー、「3密にならない」ことなどを考えること
※ ご家庭からもご指導、ご助言をいただくと幸いです。
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
※ インターネットに関わる犯罪やトラブル等の事例が伝わっています。お子さまとよく相談し、使用に関してのルールの確認をお願いします。
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

6 6月1日(月)以降について

6月1日(月)以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご覧ください。